

災害により損害を受けた自動車をお持ちのみなさまへ

## 自動車税(環境性能割・種別割)の減免制度について

災害により損害を受けた自動車（以下「被災自動車」と言います。）の代替自動車を取得した場合、自動車税（環境性能割・種別割）の減免制度があります。

### ● 自動車税(環境性能割)

#### ▼ 対象となる自動車

- 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものとして、当該災害を受けた日から1年以内に同一所有者が取得した自動車(代替自動車)

#### ▼ 減免となる税額

- 被災時における被災自動車の価額に代替自動車の取得時における税率を乗じて算定

#### ◆「被災時における被災自動車の価額」とは

自動車税(環境性能割)の課税標準額又は当該課税標準基準額に、中古車残価率を乗じて得た額

※ 具体的な価額については、裏面の申請窓口にお問い合わせください。

#### ▼ 申請書及び添付書類

- 自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(被災自動車用)
- 市町村長、消防署長又は警察署長の発行する当該自動車被災自動車である旨の証明書
- ※ 自動車税(種別割)の減免申請を併せて行う場合は、被災自動車の修繕費用に係る修理工場等の見積書又は領収書を添付してください。

#### ▼ 申請期限

- 自動車の登録時(自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出するとき)

## ● 自動車税(種別割)

### ▼ 対象となる自動車

- 災害により損害を受け、相当の修繕費(その損害につき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く)を要すると認められる自動車について、譲渡又は廃車の登録を行い、被災した自動車に代わるものとして同一所有者が取得した自動車(代替自動車)

#### ◆「相当の修繕費」とは

被災自動車の修繕に要すると認められる金額が、当該自動車の被災時における適正な時価(自動車税(環境性能割)の課税標準基準額又は当該課税標準基準額に、中古車残価率を乗じて得た額)の20%以上であること。

### ▼ 減免となる税額

- 被災自動車の税額について、下記の減免割合を乗じて算定した額

被災自動車の損害程度	減免割合
修繕費が自動車の時価の60%以上であるとき	2分の1
修繕費が自動車の時価の40%以上60%未満であるとき	3分の1
修繕費が自動車の時価の20%以上40%未満であるとき	4分の1

### ▼ 申請書及び添付書類

- 自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(被災自動車用)
- 市町村長、消防署長又は警察署長の発行する当該自動車被災自動車である旨の証明書
- 被災自動車の修繕費用に係る修理工場等の見積書又は領収書等修繕費が分かる書類

### ▼ 申請期限

- 自動車の登録時(自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出するとき)

## ● 減免の申請窓口(お問合せ先)

自動車の登録ナンバー	申請窓口(お問合せ先)	所在地	電話番号
山形ナンバー	村山総合支庁 課税課 漆山駐在	990-2161 山形市漆山字行段 1422	023-686-5990
庄内ナンバー	庄内総合支庁 税務課 押切駐在	997-1321 東田川郡三川町押切新田字歌枕 109-2	0235-66-4144

※ 減免の申請は、代替自動車の登録時に行う必要があります。

※ 軽自動車税(種別割)の減免については、お住まいの市役所、町村役場にお問合せください。